

## 安心して業務に取り組んでいただくために～ 『内部通報窓口』 設置のご案内

### はじめに

---

東京反訳では、ワーカーさまに安心して業務に取り組んでいただくため、コンプライアンスに関する問題や懸念が生じた時に、すぐ相談できる体制づくりが重要と考えています。ワーカーさまからのご連絡方法は、【ワーカーマイページ】のお問い合わせや、担当者への電話・メールとなっておりますが、その運用は今までどおりご活用いただきつつ、新たに『内部通報窓口』を設置することにいたしました。

### 設置の背景

---

#### <公益通報者保護法の開始>

組織のコンプライアンスを強化し不正行為の早期発見と是正を促すため、不正を内部から通報した人を保護することを目的に、2006年に「公益通報者保護法」施行されました。その後、2022年に最初の大きな改正が行われ、保護される通報者の範囲が役員・退職者へも拡大するなど、企業を取り巻く環境変化に合わせ実効性のある変更点が加えられました。しかし、この年の改正では、特定受託業務従事者（フリーランス）が直接的な保護対象に含まれるとは明示されていませんでした。

#### <フリーランス新法が成立>

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（通称：フリーランス保護法）が2023年4月に成立し、2024年11月1日に施行されました。この法律は、フリーランスの方々が安心して働ける環境を整備することを目的としており、その中で発注事業者に対して、フリーランスからのハラスメント相談に応じる体制整備を義務付けるなどの規定が盛り込まれました。

#### <新たな公益通報者保護法の改正>

このような法律施行の流れを受けて、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）の法案が、2025年6月に公布されることになりました。改正法では、フリーランスと継続的な取引先であったフリーランスも「公益通報者」として直接的に保護対象に含めること、不利益取り扱い罰則の強化、事業者の体制整備義務など、さらなる実効性向上を目指しています。

### 内部通報窓口の設置

[内部通報窓口 申請フォーム【東京反訳】こちらをクリック](#)

このフォームを通じて、ハラスメント、法令違反、不適切行為、契約不履行などの問題や懸念を報告・相談することができます。フォーム内説明事項をお読みいただき、ご了承の上ご回答をお願いいたします。

#### <通報後の流れ>

通報を受けた後、当社はコンプライアンス体制図の報告系統に従い、事実確認・調査を行っていきます。最終的に当社の非が明らかとなった場合は、是正措置・再発防止策の実施いたします。

※別添参照 [コンプライアンス体制図【内部通報窓口対応】](#)

今後も東京反訳はワーカーさまとともに成長していきたいと考えております。調査には、時間を要する場合がありますが、貴重なご意見として1つずつ耳を傾け、公正かつ迅速に対応していくことをお約束いたします。